

議案第63号

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）の一部を  
改正する条例を次のように制定する。

## 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。